

御浜町公告第 11 号

御浜町認定こども園阿田和保育園新築工事の条件付き一般競争入札の実施について

次のとおり条件付き一般競争入札を実施するので、御浜町条件付き一般競争入札実施要綱（平成8年御浜町要綱第6号。以下「実施要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき公告する。

令和8年5月15日
御浜町長 大畑 覚

1. 入札に付する事項

- (1) 工事番号： 令和8年度 御健 第2号
- (2) 工 事 名： 御浜町認定こども園阿田和保育園新築工事
- (3) 工事場所： 御浜町大字 阿田和 地内
- (4) 工 期： 議会の議決後、本契約の意思表示をした日から14ヶ月
- (5) 工事概要：
 1. 園舎棟新築 構 造： 鉄骨造1階建
床面積： 1F 1245.37㎡
設 備： 電気設備、機械設備
 2. 外構工事 歩廊、屋外倉庫、門扉、囲障等の新設
構内外灯等電気設備及び構内排水等給排水衛生設備
- (6) 予定価格： 672,643,400円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 最低制限価格制度に係る最低制限価格： 設定する
（最低制限価格の未満の入札があった場合には、この入札をした者を失格とする。）

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件の条件付き一般競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、実施要綱第3条第1項第1号から第4号の規定に基づき、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 令和8年3月31日までに御浜町契約規則（昭和60年御浜町規則第13号。以下「規則」という。）第7条第4項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国及び他の地方公共団体から指名停止の措置を受けた場合において、その停止

等の期間を経過していること。

- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築一式工事の特定建設業者であること。
- (5) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（審査基準日は令和6年10月1日から令和7年9月30日の間とする。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては直近のもので可。）を受審し、建築一式工事の総合評定値が810点以上であること。
- (6) 熊野市、御浜町、紀宝町のいずれかに本社・支社・支店等を有していること。
- (7) 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - ア 1級建築士若しくは1級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証（建築工事）を有すること。

3. 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、条件付き一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）に下記の書類を添えて提出し、参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等の配付
 - ① 期間 公告の日から令和8年5月26日（火）まで（土日祝祭日を除く）
 - ② 時間 午前8時30分～午後5時15分
 - ③ 場所 御浜町ホームページよりダウンロード 又は 御浜町役場 総務課
- (3) 申請書等の提出期限
 - 令和8年5月26日（火）午後4時まで
 - （郵送等の場合は、期限の日時までに必着）
- (4) 提出場所 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1
御浜町役場 総務課 財政係
- (5) 提出方法 申請書及び添付書類は持参または郵送（書留又は特定記録に限る）で提出すること。
- (6) 提出書類
 - ①御浜町条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）
 - ②建設業許可証明書等の写し
 - ③熊野市、御浜町、紀宝町のいずれかに本社・支社・支店等を有していることを確認できる書類の写し
- (7) 提出部数 申請書、添付書類それぞれ正副各1部提出
- (8) 結果通知 令和8年5月28日（木）までに通知する。

4. 仕様書等の配付

- (1) 申請及び配布
 - ① 方法 仕様書等は②の期間中、御浜町ホームページにおいて閲覧に供する。

なお、仕様書等の配付を希望する者は、下記の場所にて申し込むものとする。(実費必要)

- ② 期間 令和8年5月18日(月)から令和8年5月26日(火)まで
- ③ 時間 午前8時30分～午後5時15分
- ④ 場所 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1
御浜町役場 総務課 財政係

5. 仕様書等に対する質問

本入札に対する質問については、質問書(様式第4号)を用いるものとし、質問内容並びに必要な事項を記載すること。

(1) 受付

- ① 方法 質問書(様式第4号)に質問内容並びに必要な事項を記載して提出すること。提出方法は、メール又はファクシミリに限る。
なお、必ず電話により御浜町総務課へ着信確認すること。
- ② 期間 令和8年5月18日(月)から令和8年5月29日(金)まで
- ③ 時間 午前8時30分～午後5時15分
- ④ 場所 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1
御浜町役場 総務課 財政係
TEL : 05979-3-0505 FAX : 05979-2-3502
Mail : m-soumu@town.mihama.mie.jp

- (2) 回答 令和8年6月3日(水)までに御浜町ホームページに掲載する。
ただし、質問内容の精査等により、やむを得ず回答に時間を要する場合、速やかに回答予定日を別途通知する。

6. 入札方法

郵送入札とする。入札書の提出は、郵送(書留又は特定記録に限る)又は持参のいずれかの方法とする。

7. 入札及び開札の日時等

(1) 入札

- ① 入札書提出日時 令和8年6月15日(月)午後1時30分
- ② 入札書提出場所 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1
御浜町役場 総務課 財政係
- ③ 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 工事費内訳書

ウ 企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書
（様式第2-1号）

エ 納税確認書

オ 入札・契約保証金免除申請書（令和8～令和11年度）

※ただし、未提出の場合のみ

カ 令和8年度 御健 第2号 御浜町認定こども園阿田和保育園新築工事に係る競争入札参加資格があることが確認された通知書（写し可）

- ④ その他 入札書に記入する日付は、町が指定する上記入札書提出日を記入すること。また、事前に提出する場合も、入札書及び封筒も入札書提出日を記入すること。

（2）開札

入札書提出終了後に行う。

8. 入札保証金

入札参加者は、入札に際しては規則第17条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第19条第1項に該当するときはこれを免除することができる。

9. 契約保証金

契約の相手方となる者は、契約締結に際しては規則第23条に定める所定の契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第23条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。また、規則第25条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

10. 無効な入札となる該当事項

実施要綱第8条の規定に定める御浜町条件付き一般競争入札参加者注意事項の7「入札の無効」に該当する入札。

11. 入札の失格

実施要綱第8条の規定に定める御浜町条件付き一般競争入札参加者注意事項の8「入札の失格」に該当する入札。

12. 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び同法施行令第167条の10第1

項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13. 契約の締結

本工事の請負契約は、地方自治法第96条第1項第5号により議会の議決に付すべき契約であるため、落札者と決定された者と仮契約を締結し、御浜町議会において可決された後、本契約となるものとする。なお、否決された場合には、契約締結が成立しないものとし、このことにより、落札者に損害が生じた場合において、町は一切賠償しない。

14. その他

- (1) 入札については、御浜町条件付き一般競争入札参加者注意事項による。
- (2) 関係書類の問い合わせ先

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地 1

御浜町役場 総務課 財政係 (TEL : 05979-3-0505)